

# 認知症対応型共同生活介護事業所

## グループホーム 陽らら 運営規程

### 第1章 事業の目的及び運営方針

#### (事業の目的)

第1条 医療法人社団 和楽仁（以下「事業所」という）が行う共同生活住居の入居者に対する指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活住居の管理者や従業員が要介護者であつて認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業者は、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った指定認知症対応型共同生活介護の提供に努める。
- 3 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保健施設その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (施設の名称等)

第3条 共同生活住居の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 共同生活住居の名称 グループホーム 陽らら (2階) たんぽぽの家  
所在地 石川県小松市西町134番地
2. 共同生活住居の名称 グループホーム 陽らら (3階) ひまわりの家  
所在地 石川県小松市西町134番地

### 第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

#### (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 共同生活住居の従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1. 管理者 1人

専ら共同生活住居の職務に従事する常勤の者で共同生活住居の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業員にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (1) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (2階) たんぽぽの家 1人
- (2) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (3階) ひまわりの家 1人

2. 計画作成担当者 2人

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(1) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (2階) たんぽぽの家 1人

(2) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (3階) ひまわりの家 1人

3. 介護従業者 11人以上 (常勤換算) 8.4人以上

管理者の指示を受け、入居者の日常生活の状況等の把握に努め認知症対応型共同生活介護計画に基づき必要な食事、入浴及び排泄等の援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。

(1) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (2階) たんぽぽの家 常勤換算4.2人以上

(2) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (3階) ひまわりの家 常勤換算4.2人以上

### 第3章 利用者の定員

#### (入居者の定員)

第5条 共同生活住居の入居の定員は次のとおりとする。

(1) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (2階) たんぽぽの家 9人

(2) 共同生活住居 グループホーム 陽らら (3階) ひまわりの家 9人

#### (定員の遵守)

第6条 災害その他のやむを得ない事情を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

### 第4章 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

#### (内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、介護従業者等の勤務体制、設備の概要、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した文書を交付して説明を行い、提供開始についての同意を得る。

#### (入退居)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。

3 居室が空いていない場合入居の必要のない場合等、正当な理由無く指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒否しない。

- 4 入居申込者が入院治療を必要とする等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 5 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。また、入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認めながら、これが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を可能な限り図る。
- 6 利用者の退去の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。
- 7 利用者の退去に際しては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### **(要介護認定の申請に係る援助)**

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護の開始に際し、要介護認定を受けていない入居申込者については、当該入居申込者の意向を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

#### **(認知症対応型共同生活介護計画の作成)**

- 第10条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
  - 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、利用者の同意を得るとともに、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
  - 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、多様な活動の確保に努める。
  - 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、介護従業者と実施状況の把握を行い、必要に応じて痴呆対応型共同生活介護計画の変更を行う。

#### **(認知症対応型共同生活介護の取扱方針)**

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者が認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮して行う。
  - 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
  - 4 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊

急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び理由を記録する。また利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、身体拘束の防止と共に次のとおり措置を講ずるものとする。

- ① 身体拘束及び虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ② 身体拘束及び虐待防止のための指針の整備
  - ③ 身体拘束及び虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④ 身体拘束及び虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置
  - ⑤ 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、これを市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる
- 6 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、常にその改善を図る。

### （介護）

第12条 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

- 2 入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
- 3 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従業者が共同で行う。

### （社会生活上の便宜の提供等）

第13条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行う。

- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行う。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

### （利用料等の受領）

第14条 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用者の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払を受ける額の他、次にあげる費用の額の支払をうける。
  - (1) 家賃 1日 1,700円
  - (2) 食材料費 1日 1,100円（月額）33,000円（おやつ代含む）
  - (3) 水道光熱費 1日 500円（月額）15,000円
  - (4) おむつ代 利用の枚数（袋数）による
  - (5) 前各号にあげる物の他、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められるもの。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合にはその提供したサービスの内容、費用の額、その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

### 第5章 入居に当たっての留意事項

#### (日課の励行)

第16条 入居者は、管理者、介護従業者等の指導による日課を励行し、共同生活住居内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

#### (外出及び外泊)

第17条 入居者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

#### (衛生保持)

第18条 入居者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

#### (禁止行為)

第19条 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

### 第6章 非常災害対策

#### (非常災害対策)

第20条 共同生活住居の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また消防法8条に規定する防火管理者を設置して次のとおり万全を期す。また感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 火気・消防等についての責任者に **田中宏英** を充てる。
- (2) 自主検査については、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時・就業時に行なう。
- (3) 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するように努める。
- (4) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊の

編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。

- (5) 火気・消防等についての責任者は、次のとおり従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
- ① 年一回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練。
  - ② 年一回以上の入居者を含めた総合訓練。
  - ③ 随時、非常災害用設備の使用方法の徹底。
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (8) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第7章 その他運営に関する重要事項

### (入居者に関する市町村への通知)

第21条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付をうけ、又は受けようとしたとき。

### (勤務体制の確保)

第22条 入居者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう従業者の勤務体制を定める。

- (1) 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- (2) 従業者に対し、資質向上のために研修の機会を確保する。

### (衛生管理等)

第23条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。又、食中毒の防止や施設内の適温の確保を講ずるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

### (協力医療機関)

第24条 入居者の病状の急変等の為の医療機関は次のとおりである。

1. 名 称 芳珠記念病院  
所在地 石川県能美市緑が丘1 1丁目7 1番地  
名 称 上小松クリニック  
所在地 石川県小松市上小松町丙4 1-1
2. 入居者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。  
名 称 野田ふれあい歯科  
所在地 石川県小松市園町二5 9番

3. 入居者の休日・夜間等における緊急時の対応施設は次のとおりである。

名 称	芳珠記念病院
所 在 地	石川県能美市緑が丘1 1丁目7 1番地

#### (揭示)

第25条 共同生活住居の見やすい場所に、運営規定の概要、介護従業者等の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

#### (秘密保持等)

第26条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 共同生活の従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- 3 入居者の個人情報をサービス担当者会議等において用いる場合、あらかじめ文書により、当該家族の同意を得る。

#### (広告)

第27条 虚偽又は誇大な広告をしない。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第28条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

#### (苦情処理)

第29条 指定認知症対応型共同生活介護に関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

窓口 グループホーム 陽らら 相談室

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### (調査への協力等)

第30条 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な指定認

知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (地域との連携等)

第31条 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

#### (事故発生時の対応)

第32条 指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に対してとった処置を記録する。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

#### (会計の区分)

第33条 共同生活住居ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分する。

#### (記録の整備)

第34条 事業者は、従事者、施設、設備構造、会計に係る記録、認知症対応型共同生活介護計画書、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る記録並びに市町村への通知に係る記録等に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - (1) 認知症対応型共同生活介護計画
  - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 身体的拘束などの態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 第21条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (5) 入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

第35条 この規程に定める事項のほか、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護に関する重要事項は医療法人社団 和楽仁 が定めるものとする。

附則 この規程は、平成17年 1月10日から施行する。

平成19年 1月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成28年 4月 1日一部変更

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年12月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正